

国土交通省からのお知らせ①

**在宅介護を受けられている方やそのご家族のみなさま、
短期入院協力病院・短期入所(ショートステイ)協力施設をご利用ください。**

1. 短期入院協力病院・短期入所(ショートステイ)協力施設とは

国土交通省では、介護料受給資格をお持ちの在宅介護の方の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内）を積極的に受け入れる一般病院や障害者支援施設等を**「短期入院協力病院」「短期入所(ショートステイ)協力施設」**として指定しています。

(1) 短期入院協力病院とは

上記の方を積極的に受け入れるとともに、以下のような環境が整っている**一般病院**を**「短期入院協力病院」**として指定しています。

- 医学的管理の下に、医師による診察、検査及び経過観察を受けられること。
- 介護されている家族の方が、専門家から在宅介護技術（病状観察法、入浴法、食事法など）及びケアの方法等の助言・指導を受けられること。

(2) 短期入所(ショートステイ)協力施設とは

上記の方を積極的に受け入れるとともに、以下のような環境が整っている**障害者支援施設**等を**「短期入所(ショートステイ)協力施設」**として指定しています。

- 介護者が介護からの一時的な休息を得るために、冠婚葬祭への出席等により、一時的に介護できなくなった場合において、介護者の代わりに介護を受けられること。

2. 全国に短期入院協力病院は194ヶ所、短期入所(ショートステイ)協力施設は118ヶ所あります

指定している**「短期入院協力病院」「短期入所(ショートステイ)協力施設」**は、自賠責保険（共済）ポータルサイト（<http://www.jibai.jp>）又は自賠責ポータルサイトで検索→「状況で見るインデックス」の医療→短期入院・短期入所協力事業）でご紹介しています。

利用したいときには？

「短期入院協力病院」「短期入所(ショートステイ)協力施設」では、短期入院・入所のご利用にあたっての電話窓口を設けております。病院・施設の概要、短期入院・入所の時期・期間、受けられるサービス内容、具体的な申込方法などについて、お気軽にご相談いただき、お近くの協力病院・施設をぜひご利用ください。

協力病院・施設に直接ご相談いただくほか、NASVAの各支所でもご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

(※) ご留意いただきたい事項

協力病院・施設においては、**受入可能な症状（損傷部位別（脳損傷など）・種別（特I種など））**などに**限定**があります。また、**短期入院・入所中にご希望されるサービスを提供できない場合があります**。お手数でも直接協力病院・施設にお問い合わせいただき、短期入院・入所の具体的な内容（計画）などについて、**担当者とあらかじめ十分にご調整してください。**

3. 短期入院協力病院・短期入所(ショートステイ)協力施設のご利用にあたっては、移送費等の費用を助成する制度を利用できます

NASVAでは、介護料受給資格をお持ちの在宅介護の方が短期入院・入所をご利用された場合には、次の費用を年間45日以内かつ年間45万円以内の範囲内で支給しています。具体的な制度の内容や申請方法については、NASVAのHPのほか、お近くのNASVAの支所の担当までご相談ください。

(※) 支給対象費用

- ①入退院・入退所時における移送費として自己負担した額
- ②室料差額及び食事負担金に要する費用として自己負担した額
(1日あたりに換算して1万円が上限額)
- ③短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額)

4. 短期入所(ショートステイ)協力施設のご利用に際してはご注意いただきたいことがあります ※重要※

短期入所(ショートステイ)のご利用に際し、**介護保険の適用を受けますと、NASVAの介護料の受給資格を喪失します。**介護料の受給要件等の詳細につきましては、お近くのNASVAの支所の担当までご相談ください。

5. 国土交通省・NASVA・短期入院協力病院・短期入所(ショートステイ)協力施設では相互に連携を図っています

国土交通省、NASVA及び協力病院・施設では相互に連携を図っており、NASVAでは介護料受給世帯の方々に対して、訪問支援時における協力病院・施設の積極的なご案内、短期入院・入所を希望された方への協力病院・施設とのコーディネート、短期入院・入所利用後のフォローアップなど短期入院・入所を利用していただくための取り組みを行っています。なお、これらの取り組みの実施にあたっては、介護料受給者の方々の個人情報のやりとりが、国土交通省・NASVAと協力病院・施設との間で必要となりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひします。

6. 短期入院・入所のご利用にあたって

ご家族の事情により急に利用せざる得ない状況になった場合、利用方法や手続き、利用する協力病院・協力施設の環境を全く知らないという不安をお持ちにならないためにも、お近くの協力病院・協力施設のお試しの利用や職員等との面談等による情報共有を行うことを考えられてはいかがでしょうか。

いざというときに、試す時間もございませんし、全く知らない環境は慣れるだけでも負担になります。いざというときに安心して任せることのできる病院や施設を探したり、試したりしておくことは大切です。

短期入院・入所の利用に関しまして、ご不明な点やお知りになりたい事項（利用方法、協力病院等へのコンタクト）等がございましたら、NASVA支所の担当が各種ご案内いたしますので、お近くのNASVA支所にご相談ください。

国土交通省、NASVA及び協力病院・施設では、引き続き、皆様に短期入院・入所をご利用しやすい環境の整備に努めてまいります。



国土交通省からのお知らせ②

**令和元年11月1日付で11カ所の施設を短期入所(ショートステイ)協力施設に、
令和元年12月3日付で5カ所の病院を短期入院協力病院に指定しました。
ぜひご利用をご検討ください！**

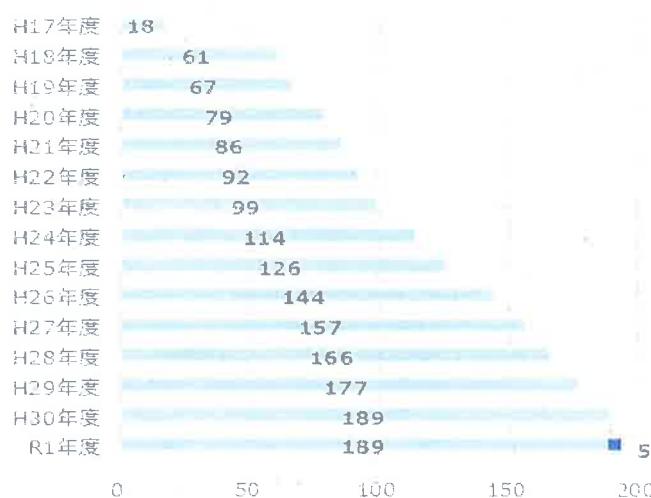
国土交通省では、介護料受給資格をお持ちの在宅介護の方の短期入院・短期入所（1回の入院・入所が原則2日以上14日以内）の利用を促進するため、近隣に協力病院や施設がない地域を中心に、協力病院・協力施設の選定に取り組んでいます。このたび、新たに16病院・施設を追加指定いたしました。

新規指定病院・施設一覧

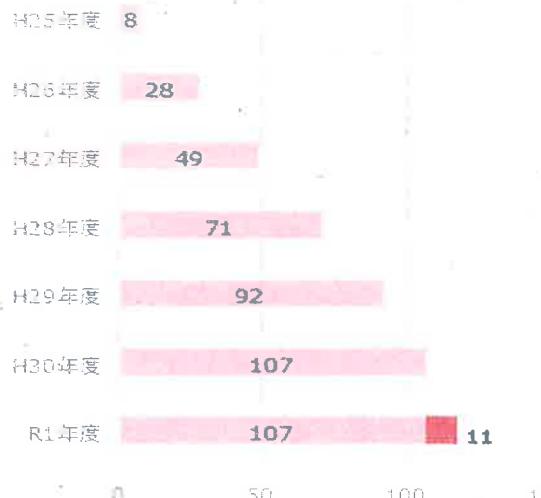
都道府県	施設名	住所	住所
東京	社会医療法人河北医療財団河北リハビリテーション病院	東京都杉並区堀ノ内1-9-27	
富山	医療法人社団親和会 富山西リハビリテーション病院	富山県富山市端中町下幡田1010	
	医療法人社団秀林会 吉見病院	富山県滑川市清水町3番25号	
金沢	医療法人社団浅ノ川 金沢脳神経外科病院	石川県野々市市市郷町262-2	
大阪	医療法人恵泉会 堺平成病院	大阪府堺市中区深井沢町6番地13	

都道府県	施設名	住所	相談窓口	連絡先
山形	障がい者支援施設 すげさわの丘	山形市すげさわの丘 727番地47	相談	023-643-6160
	障がい者支援施設 月光園	飽海郡遊佐町当山 字上戸 8番地の1	支援課	0234-72-5611
神奈川	重度神奈川後 保護施設	横須賀市吉倉町 1丁目無番地	サービス管理責任者	046-822-2824
	神奈川後保護施設	横須賀市吉倉町 1丁目無番地	サービス管理責任者	046-822-2824
岐阜	障がい者支援施設 飛騨うりす苑	高山市国府町 瓜園2000-1	地域支援	0577-72-1055
兵庫	障害者支援施設 希望の家ワークセンター	宝塚市安倉西 3丁目1番5号	サービス管理責任者	0797-37-0141
鳥取	障害者福祉センター 友愛寮	鳥取市湖山町 西3丁目113-1	友愛寮	0857-28-4717
島根	障がい者支援施設 ラボール宝生苑	益田市久城町 531番地	相談室	0856-32-0022
高知	障害者支援施設 アドレス・高知	高知市池2171番地5	サービス管理責任者	088-837-3366
鹿児島	障害者支援施設 つわぶきの里	鹿児島市大迫町 7939番地1	つわぶきの里	099-238-0224
	障害者支援施設 愛光園	鹿児島市吉野町 11081番地1	事務	099-243-5632

協力病院指定数の推移



協力施設指定数の推移



新規指定施設における受入対象者一覧

※は要相談

都道府県	施設名	種別	特I種	I種	II種
山形	障がい者支援施設 すげさわの丘	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	※	○	○
		胸腹部臓器損傷	※	○	○
	障がい者支援施設 月光園	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	※	○	○
		胸腹部臓器損傷	※	○	○
神奈川	重度神奈川後 保護施設	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	※	○	○
		胸腹部臓器損傷	※	○	○
	神奈川後保護施設	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	※	○	○
		胸腹部臓器損傷	※	○	○
岐阜	障がい者支援施設 飛騨うりす苑	脳損傷	○	○	○
		脊髄損傷	○	○	○
		胸腹部臓器損傷	○	○	○
兵庫	障害者支援施設 希望の家ワークセンター	脳損傷	○	○	○
		脊髄損傷	○	○	○
		胸腹部臓器損傷	○	○	○
鳥取	障害者福祉センター 友愛寮	脳損傷	○	○	○
		脊髄損傷	○	○	○
		胸腹部臓器損傷	×	×	×
島根	障がい者支援施設 ラボール宝生苑	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	※	○	○
		胸腹部臓器損傷	※	○	○
高知	障害者支援施設 アドレス・高知	脳損傷	×	×	×
		脊髄損傷	×	○	○
		胸腹部臓器損傷	×	×	×
鹿児島	障害者支援施設 つわぶきの里	脳損傷	※	○	○
		脊髄損傷	×	○	○
		胸腹部臓器損傷	×	×	×
	障害者支援施設 愛光園	脳損傷	○	○	○
		脊髄損傷	○	○	○
		胸腹部臓器損傷	○	○	○

【お知らせ】

- 「医療行為」の必要な方は、各施設まで事前にご相談ください。
- 各病院・施設の受入れ等については病院・施設にあらかじめお問い合わせの上、ご調整ください。
- 新規指定病院の相談窓口及び受入対象者については、現在確認中です（令和元年12月9日現在）。

全国の短期入院協力病院・短期入所（ショートステイ）協力施設

令和元年12月現在

全国に**194**カ所の**協力病院**と**118**カ所の**協力施設**を指定

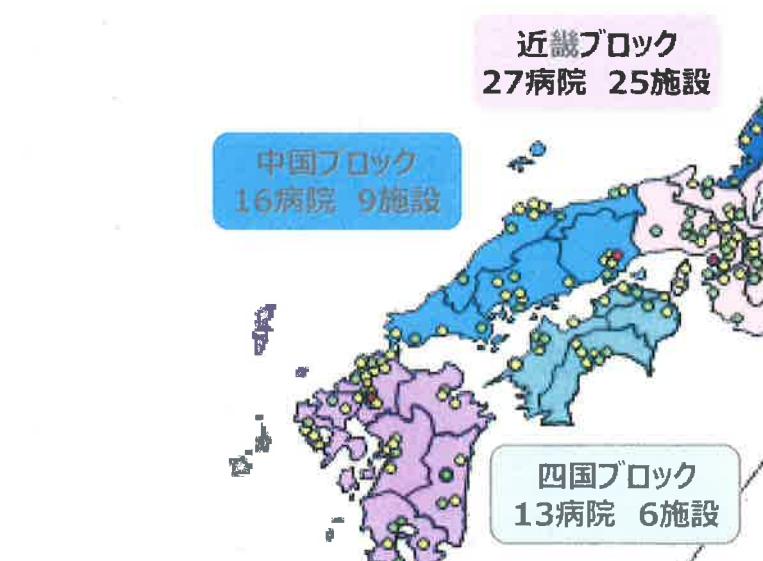
- * ● : NASVA療護施設
- : 協力病院
- : 協力施設

北海道ブロック
10病院 13施設

東北ブロック
13病院 11施設

北陸信越ブロック
23病院 6施設

関東ブロック
42病院 26施設



九州ブロック
30病院 15施設



国土交通省からのお知らせ③

**短期入院協力病院・短期入院協力施設のみなさま
短期入院協力事業・短期入所協力事業の事業期間と申請期限が
変わります！**

毎年度末における申請の状況を踏まえ、令和元年度末における申請期限について、以下のとおり見直すこといたしましたので、短期入院協力病院・短期入院協力施設のみなさまにおかれましては、計画的なご利用をお願いいたします。

見直し後の補助対象事業期間と申請期限

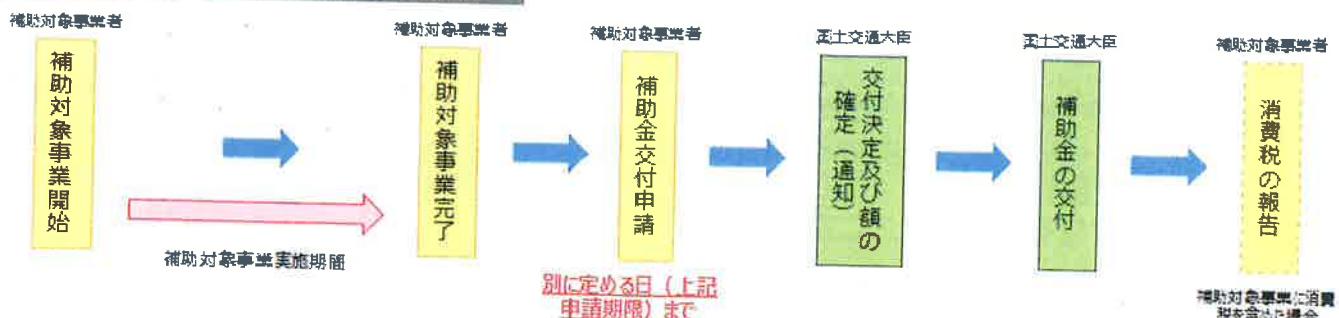
補助対象事業		申請期限	備考
第1回	平成31年 <u>4月</u> から令和元年 <u>5月末日</u> までの間	令和元年 <u>6月28日(金)</u>	<u>【終了】</u>
第2回	令和元年 <u>6月</u> から <u>7月末日</u> までの間	令和元年 <u>8月30日(金)</u>	<u>【終了】</u>
第3回	令和元年 <u>8月</u> から <u>9月末日</u> までの間	令和元年 <u>10月31日(木)</u>	<u>【終了】</u>
第4回	令和元年 <u>10月</u> から <u>11月末日</u> までの間	令和元年 <u>12月27日(金)</u>	<u>【終了】</u>
第5回	令和元年 <u>12月</u> から <u>令和2年1月末日</u> までの間	令和 <u>2年2月21日(金)</u>	
第6回	令和 <u>2年2月</u> から <u>2月末日</u> までの間	令和 <u>2年3月6日(金)</u>	

【研修等経費に係る特例措置】

研修等の実施日が令和2年3月1日(日)から令和2年3月20日(金)までの間に該当する場合であり、かつ、事前に当該申請に係る研修等に参加する旨を令和2年2月28日(金)までにご連絡をいただいている場合については、上記補助対象事業の期間及び申請期限にかかわらず、当該研修等の実施日から5営業日後までに申請があれば、申請を受け付けます。

(※) 研修等の実施日が3月20日(金)の場合 → 割切は3月27日(金)

補助金の交付までの基本的な流れ



補助金申請の注意事項

1. 補助金の申請時

本補助金は短期入院・入所の受入の促進・拡充を目的としていることから、短期入院・入所の利用者が利用する目的などが必要です。このため、事前申請時において機器等の導入理由等をお聞きしておりますが、当該理由を記載いただく際には当該機器等を購入する前の状況、購入した後の効果などを明確にしていただく必要があります。

また、申請理由において、短期入院・入所以外の方（一般の方）に使用することが目的とえられてしまう内容が見受けられた場合、本補助金の趣旨・目的とは異なるため、当該機器等が必要な理由として認められないこととなりますので、注意願います。

2、補助金交付後

補助金交付後の翌年度以降、補助金を交付した協力病院・施設を対象に定期検査を実施して下さい。

検査項目として、本補助金において購入された医療・介護機器等の使用実績を確認しております。短期入院・入所の利用者（介護料受給者）と他の一般の方と区別し使用実績を確認しているところ、確認の結果、一般の方のみの使用実績となっていた場合においては、補助金返還の対象となりますので、ご注意願います。

● お知らせ ●

次回（3月期）の介護料請求について

介護料請求書類提出期日：各主管支所より事前に通知します

請求対象：令和元年12月～令和2年2月分

提出書類：「介護料請求書」

「訪問看護等費用領収証明願などの証明書類」添付



=**介護保険や労災保険とナスバの介護料は併給できません！=**



※特に介護保険対象年齢にあたる65歳以上の方はご注意下さい！

介護料受給資格者が、介護保険法に基づく介護給付及び予防給付（居宅介護サービス、福祉用具レンタル等）や労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付を受けた場合は、「**介護料受給資格喪失**」となり、重複して保険給付を受けた期間に受給した介護料は返還していただくことになりますのでご注意ください。

● 注意すべきケース例 ●

介護保険

65歳になるまで障害者総合支援法に基づくサービスを使っていた方が、その後も利用しているサービスの名称や内容に変化がなかったため、**介護保険に基づくサービスに切り替わっていたことに気付かなかった**ケース。

労災保険

業務上又は通勤途上における事故で受傷された方が、当初は労災保険の介護（補償）給付を受けていなかったが、**その後、労働基準監督署から請求教示があり、労災保険の給付を受けることになった**ケース。

特に介護保険に関しては、個別に判断されますが、**65歳以降、介護サービス等を利用する場合は、原則、介護保険が優先されます**ので、まずは**市区町村の障害福祉および介護保険の担当窓口へ相談**していただく必要があります。

このため、65歳になる前に、或いは、労災保険の請求をする前に、訪問支援の際や各主管支所の介護相談窓口、最寄りの（主管）支所に、一度ご確認ください。

～訪問支援のご協力のお願い～

(当機構から訪問支援の連絡があった際は、ご協力をお願ひいたします。)

ナスバでは、受給資格者やその介護者の方を対象に訪問支援を行っております。

日頃の介護に関する悩みやご相談を伺って、必要に応じて様々な情報提供を行うとともに、ナスバの介護料制度（介護用品の購入に対する助成や短期入院・入所制度等）のご案内やナスバへのご要望についても合わせてお伺いしています。

日程の調整を行いながら順次実施しておりますので、その際にはご協力をお願ひいたします。（一部支所では、平日のみでなく、土曜日でも対応可能な日があります。）

また、個別に訪問支援を希望する方がおりましたら、お気軽に最寄りの支所にご相談ください。

※なお、訪問支援においては、介護保険や労災保険等との併給がないかどうかについても確認させていただいております。

みなさまにはお手数をおかけしておりますが、併せてご協力をお願ひいたします。

NASVA交通事故被害者ホットラインのご案内

【NASVA交通事故被害者ホットライン】では、交通事故被害者やそのご家族等の皆様のお困り事の内容に応じて無料で相談いただける窓口をご案内しています。



※受付時間 9:00~12:00
13:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。

固定電話からは、通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます。

※IP電話からは、03-6853-8002をご利用下さい。

みんなで、東京2020パラリンピック出場者を応援しよう

“ほほえみ”では以前より、パラリンピアンとなられる介護料受給者の方々に関する記事を掲載させていただいており、前回のブラジル

・リオデジャネイロ2016パラリンピック競技大会

(第15回夏季大会)の時も応援の呼びかけを

させていただきました。

来年2020年は、日本の東京でパラリンピックが開催されますので、誌面を通してこれまで以上の応援ができればと考えます。



- 今回、出場候補となられる介護料受給者の皆様には、大変お忙しいところとは存じますが、是非、最寄りのNASVA(主管)支所にお声かけ頂けないでしょうか。
- 可能な範囲で結構ですので、インタビュー取材や手記のご提供、また、競技ルールの説明や見どころの紹介等にご協力いただければ幸いです。

△注意△ パラリンピックロゴや代表公式ユニフォーム姿などは、版権（著作権、肖像権等）等の関係があること、NASVAは独立行政法人であるため活動も制限があること等、さまざまな制約がありますが、それぞれのルールの範囲内で、できるだけの応援をしていきたいと思います。

「ほほえみ」は、皆様からの投稿をお待ちしています

受給者及び介護者の皆様の体験談やご自身の趣味、介護のアイディア、バリアフリー化したご自宅の紹介、また、表紙に使用する“四季”を表現した写真や絵を、隨時募集しております。

ご投稿いただける場合は、下記編集部【応募先】へ郵送で記事原稿をお送りいただきか、最寄りのナスバ（主管）支所（P29参照）にご連絡下さい。

※ なお、誌面の都合上、次の号に掲載出来ない場合がありますので、ご了承下さい。掲載された方には、薄謝ながら図書カードを贈呈させていただきます。

【応募先】〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1

（独）自動車事故対策機構 ほほえみ編集部 までお願いします。

● ナスバ所在地一覧 ●

令和元年 12月2日現在

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X
本 部	〒130-0013	東京都墨田区錦糸3丁目2番1号 アルカイースト19階	03-5608-7560	03-5608-8610
札幌主管支所	〒060-0032	札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8F	011-218-8155	011-218-8156
函 館 支 所	〒041-0806	函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3F	0138-88-1007	0138-44-0555
釧 路 支 所	〒085-0018	釧路市黒金町7-4-1 太平洋興発ビル2F	0154-32-7021	0154-32-7023
旭 川 支 所	〒079-8442	旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2F	0166-40-0111	0166-40-0112
仙 台 主 管 支 所	〒984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3 宮城県トラック会館2F	022-204-9902	022-782-1825
福 島 支 所	〒960-8031	福島市栄町7-33 福島トヨタビル	024-522-6626	024-522-6627
岩 手 支 所	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル	019-652-5101	019-652-5150
青 森 支 所	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0551	017-739-0552
山 形 支 所	〒990-0031	山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2F	023-609-0500	023-615-6037
秋 田 支 所	〒010-0962	秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-863-5875	018-863-5864
新潟主管支所	〒950-0965	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2F	025-283-1141	025-283-1143
長 野 支 所	〒381-8556	長野市南長池710-3 長野県トラック会館2F	026-480-0521	026-263-1570
石 川 支 所	〒920-8213	金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2F	076-239-3207	076-239-3208
富 山 支 所	〒939-2708	富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1F	076-421-1631	076-421-1637
東 京 主 管 支 所	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8F	03-3621-9941	03-3621-9944
神 奈 川 支 所	〒222-0033	横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館	045-471-7401	045-471-7405
千 葉 支 所	〒261-7125	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールビヅネススクエア25F	043-350-1730	043-350-1731
埼 玉 支 所	〒330-0062	さいたま市浦和区仲町3-12-6 J・S-1ビル6F	048-824-1945	048-824-1946
茨 城 支 所	〒310-0026	水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル	029-226-0591	029-226-0592
群 馬 支 所	〒370-0006	高崎市問屋町4-5-4 高崎トラック会館	027-365-2770	027-365-2771
栃 木 支 所	〒320-0065	宇都宮市駒生町1288-2 宇都宮ロイヤルコーポ1F	028-622-9001	028-622-9002
山 梨 支 所	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3F	055-262-1088	055-262-1089
名 古 屋 主 管 支 所	〒460-0003	名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8F	052-218-3017	052-218-3018
静 岡 支 所	〒420-0837	静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1F	054-687-3421	054-205-1617
岐 阜 支 所	〒500-8842	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル	058-263-5128	058-263-0051
三 重 支 所	〒510-0085	四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8F	059-350-5188	059-350-5189
福 井 支 所	〒910-0005	福井市大手3-2-1 福井ビル6F	0776-22-6006	0776-22-6146
大 阪 主 管 支 所	〒540-0028	大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル10F	06-6942-2804	06-6942-2807
京 都 支 所	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-694-5878	075-694-5875
兵 庫 支 所	〒651-0083	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11F	078-271-7601	078-271-7603
滋 賀 支 所	〒524-0104	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8290	077-585-8291
奈 良 支 所	〒630-8122	奈良市三条本町9-21 JR奈良伝宝ビル6F	0742-32-5671	0742-32-5672
和 歌 山 支 所	〒640-8157	和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7F	073-431-7337	073-431-8092
広 島 主 管 支 所	〒733-0036	広島市西区観音新町2-4-25 第一菱興ビル1F	082-297-2255	082-297-2251
鳥 取 支 所	〒680-0006	鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル	0857-24-0802	0857-24-0861
島 根 支 所	〒690-0886	松江市母衣町55 松江商工会議所ビル	0852-25-4880	0852-25-4887
岡 山 支 所	〒700-0941	岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館	086-232-7053	086-231-6742
山 口 支 所	〒753-0814	山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷	083-924-5419	083-924-7614
高 松 主 管 支 所	〒760-0066	高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル	087-851-6963	087-851-6962
徳 島 支 所	〒770-0003	徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館	088-631-7799	088-631-7781
愛 媛 支 所	〒791-1114	松山市井門町1081番地1 愛媛県トラック総合サービスセンター1F	089-960-0102	089-960-0103
高 知 支 所	〒781-8016	高知市南の丸町5-17 高知県トラック会館	088-831-1817	088-831-1824
福 岡 主 管 支 所	〒812-0016	福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4F	092-451-7751	092-451-7753
佐 賀 支 所	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4F	0952-29-9023	0952-29-9024
長 崎 支 所	〒850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル(旧:住友生命長崎ビル)11F	095-821-8853	095-821-8854
熊 本 支 所	〒860-0806	熊本市中央区花畠町4-7 朝日新聞第一生命ビル6F	096-322-5229	096-322-5261
大 分 支 所	〒870-0905	大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館3F	097-558-3155	097-558-3156
宮 崎 支 所	〒880-0913	宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2F	0985-53-5385	0985-53-5396
鹿 児 島 支 所	〒890-0062	鹿児島市与次郎町2-4-35 KSC鴨池5F	099-213-7250	099-213-7252
沖 繩 支 所	〒900-0021	那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3F	098-916-4860	098-835-4214

※上記の各主管支所では、介護料を受給されている皆様とそのご家族のための「在宅介護相談窓口」を設けて電話相談をお受けしております。詳しくは各主管支所にお問合せください。

※赤字は移転等により変更があった支所です。

● 在宅介護相談窓口(電話相談)のご案内 ●

ナスバでは、各主管支所に「在宅介護相談窓口」(以下「相談窓口」といいます。)を開設しています。開設曜日と時間帯は次表のとおりです。

この「相談窓口」は、読者の皆さまの精神的サポートの一環として開設しており、看護師や介護福祉士などの専門的な資格と経験をあわせ持つ相談員を配置することにより、読者の皆さまからの電話によるご相談に対応しています。

介護に関するご相談をはじめとする様々な内容につきまして、お気軽にご利用ください。

主管支所名	電話番号	曜日	時間帯
札幌主管支所	011-218-8155	木	13:00-17:00
仙台主管支所	022-204-9902	金	9:00-12:00 13:00-17:00
新潟主管支所	025-283-1141	(第2・第4) 木	9:00-12:00 13:00-16:00
東京主管支所	03-3621-9941	火・金	9:00-12:00 13:00-17:00
名古屋主管支所	052-218-3017	水・金	9:00-12:00 13:00-17:00
大阪主管支所	06-6942-2804	木	13:00-17:00
広島主管支所	082-297-2255	水	9:00-16:00
高松主管支所	087-851-6963	金	13:00-17:00
福岡主管支所	092-451-7751	木	13:00-17:00

NASVA
交通事故被害者ホットライン
0570-000738

「ほほえみ」2020年『新年号』第68号

令和元年12月27日発行

発行 独立行政法人 自動車事故対策機構

〒130-0013 東京都墨田区錦糸3-2-1

TEL 03-5608-7560

FAX 03-5608-8610

ホームページ <http://www.nasva.go.jp>